

## Q424. 労働審判手続の平均審理日数を教えてください。

労働審判手続平均審理日数は、申立てから 80 日程度です。申立書が会社に届いてから 2 か月程度といったところだと思います。

2020 年は、新型コロナの影響で平均審理日数が 100 日を超えたようですが、新型コロナが収束すれば、元に戻る事が予想されます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎